

HOT NEWS

雲仙復興事務所

平成26年 7月22日

砂防事業でオオキンケイギク駆除(特定外来種)
～雲仙復興事務所初！～

発信元

雲仙復興事務所
砂防課 氏名 長田

今年、6月末～7月上旬にかけて**オオキンケイギク(特定外来種)**を駆除しました。
全国に分布しているオオキンケイギクですが、島原半島でも道路沿いの法面等で広範囲に
確認されており、雲仙復興事務所管内の中尾川・水無川においてもオオキンケイギクの生育が
確認されたため、今年度、雲仙復興事務所として初めて駆除を実施しました



この袋の中身は **オオキンケイギク**※1です。
不法投棄物ではありません

平成26年6月00日に駆除(除根)作業をしました。
通常であれば、当日処理場で搬出をいたします。しかし、**今日駆除したオオキンケイギクは生きたままの駆除行為が禁止されています。**今日は種子をつけたものもあるため、駆除した場所で1～2週間程度そのままの状態を枯死させたあと焼却(処分)処理を行います。
ご質問・お問い合わせがある場合は下記に記載している所にご連絡下さい。

発注者: 国土交通省 雲仙復興事務所 砂防課
電話 0957-64-4171 (代)

施工業者: 本田建設 雲仙管内土砂掘削その他工事
現場事務所 電話 0957-73-9274

オオキンケイギクは、「特定外来生物」です!

鳥獣被害防止法において、野や山に生息するオオキンケイギクは、鳥獣被害の防止に役立つと考えられています。しかし、鳥獣被害防止法からいって、この植物は鳥獣被害を助長する、駆除する必要があります。オオキンケイギクは、日本の生態系に悪影響をおよぼすおそれがある植物として、外来生物法による「特定外来生物」に指定され、栽培、運搬、販売に当たっては禁止されています。

※1 鳥獣被害防止法による「特定外来生物」のオオキンケイギクを指します。

この植物を植えたり、拡げたりすることは、禁止されています。

特|定|外|来|生|物|と|は|?|

なぜオオキンケイギクが「特定外来生物」に指定されたのか?

オオキンケイギクは、日本に生息する植物で、鳥獣被害の防止に役立つと考えられています。しかし、鳥獣被害防止法からいって、この植物は鳥獣被害を助長する、駆除する必要があります。オオキンケイギクは、日本の生態系に悪影響をおよぼすおそれがある植物として、外来生物法による「特定外来生物」に指定され、栽培、運搬、販売に当たっては禁止されています。

オオキンケイギクを移植するための注意

オオキンケイギクは、日本に生息する植物で、鳥獣被害の防止に役立つと考えられています。しかし、鳥獣被害防止法からいって、この植物は鳥獣被害を助長する、駆除する必要があります。オオキンケイギクは、日本の生態系に悪影響をおよぼすおそれがある植物として、外来生物法による「特定外来生物」に指定され、栽培、運搬、販売に当たっては禁止されています。

オオキンケイギクを移植するための注意

オオキンケイギクは、日本に生息する植物で、鳥獣被害の防止に役立つと考えられています。しかし、鳥獣被害防止法からいって、この植物は鳥獣被害を助長する、駆除する必要があります。オオキンケイギクは、日本の生態系に悪影響をおよぼすおそれがある植物として、外来生物法による「特定外来生物」に指定され、栽培、運搬、販売に当たっては禁止されています。

オオキンケイギクを移植するための注意

オオキンケイギクは、日本に生息する植物で、鳥獣被害の防止に役立つと考えられています。しかし、鳥獣被害防止法からいって、この植物は鳥獣被害を助長する、駆除する必要があります。オオキンケイギクは、日本の生態系に悪影響をおよぼすおそれがある植物として、外来生物法による「特定外来生物」に指定され、栽培、運搬、販売に当たっては禁止されています。

集積状況(枯死促進中): 現地で1週間ほど放置して種を枯らしたうえで市の焼却施設に持ち込み処分しました。
(集積場所に設置した看板は不法投棄と誤解されないためのもので、近隣住民へのオオキンケイギクに対する周知をかねたものとなりました)。今年度のオオキンケイギクの処分は、下流での駆除分を含めて2トラックで合計3台、1,030kgもありました。

オオキンケイギク駆除作業時の注意点（作業員さん用）

1. オオキンケイギクを駆除する理由、九州地方環境事務所作成のチラシを確認すること。

2. 実際の駆除作業時の注意点

- ・ 根はびらばらけて、種子が落ちつづるため注意する。

オオキンケイギクは、根が深く伸びており、古い根の一部が残っても再生するので、片手では駆除できず、多少時間がかかっても丁寧に駆除し、オオキンケイギクは、種を落とすまでには枯死しないので、刈り払い機は必ず成長段階のオオキンケイギクにのみ、駆除作業が完了するまで駆除範囲を確保すること。

作業中に土が飛散した場合は、種子の飛散を防ぐために、出来るだけ新しい服装を使用すること。

オオキンケイギクは、多年草のため、また春になると、土が入れかたよつたものでも、芽の発芽は早いので、根が切れたものでも再生する可能性があるため、駆除作業は徹底して行うこと。



成長初期のオオキンケイギク
成長初期のオオキンケイギク
注意：葉の間に発生する幼虫は、葉が枯れると、葉の間に発生して、根は枯れても生き残る。
葉の裏面に発生する幼虫は、根が切れた後も生き残る可能性があるため、葉の裏面を確認する。

今年9月25日撮影 島原半島



作業する前に、ビラを良く読んで下さい。
根っこの白い毛からも再生するうえ、開花時宜がずれるのでやっかいです。出来るだけ、根っこは切らないように作業範囲を増やすより確実に上流から駆除して行きましょう！

【今後について】

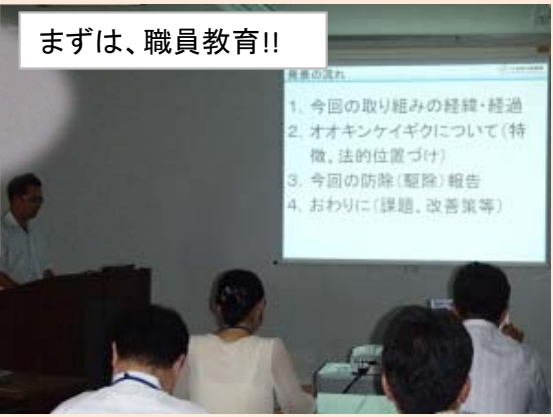
今回は、水無川の一部（国単独で出来る分）のみ駆除しましたが、来年度は下流の導流堤区間の占用許可区域についても占用者と協議して駆除範囲を増やして行く予定です。
また、砂防指定地のみを駆除しても、下流水無川本川（県管理区間）や水無川に隣接した公園等でも広範囲でオオキンケイギクの生息確認をしているので、駆除後にまた繁殖が拡大しないようにするためにも、関係機関等との協議を行い、一般住民への周知も含めた島原半島全体の駆除へ尽力したいと考えています。



平成26年6月10日
記者発表
<http://www.qsr.mlit.go.jp/unzen/press/2014/140610ookinkeigiku.pdf>

オオキンケイギク駆除に先立ち記者発表したところ新聞2紙に掲載して頂きました。掲載後、1人の住民の方より近くに咲いているのはオオキンケイギクかとの問い合わせが有りましたので、新聞掲載されたことにより不特定多数の方に広く知っていただけたと考えています。

6月25日の所内研究発表会において、事務所職員に「オオキンケイギク」について理解して頂くため専門員より発表し周知しました。



占用区域については、関係者との協議を進めます！



放牧：牛の力で維持管理する実証実験を行っています。

いっぱい咲いているモー



占用